

応援団通信

～ 今回のトピックス ～

- 応援団取組内容調査のご案内
応援団が活用できる補助金のご紹介
- 応援団交流会開催レポート
（「時間単位年休の導入」と「はじめての男性育休」）
- 企業表彰(株式会社技研製作所) 等

日ごろは、応援団の取組みについて、格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。
本通信には従業員のみなさま向けの内容も掲載しています。ぜひ、職場内でご回覧ください。

応援団の
みなさま！

調査に回答して / 県ホームページで取組を「アピール」しませんか？

令和4年7月29日（金）締切

令和4年5月末現在、県内1,250を超える企業・団体のみなさまに応援団へ登録いただいています。
この度、子育て世代や就活中の学生、地域住民など、県民のみなさまへ「応援団」をPRするため、「応援団取組内容調査」を実施します！
調査にご協力いただき、了承をいただいた企業・団体のみなさまについては、積極的に取組を行う応援団として、県ホームページにて企業・団体情報や取組の内容を紹介させていただきますので、ぜひご協力をお願いします！

調査の概要

対象：全応援団登録企業・団体
 調査内容：応援団として取り組む内容
 （出会い・結婚、子育て、WLBの推進）、
 その他取組についてのアンケート
 回答方法：FAXまたはメール、
 高知県電子申請システムによるオンライン回答

オンライン回答は
▼こちら▼



調査に回答して、
県HPで応援団登録企業・団体として
アピールしましょう！

<お問い合わせ先>
 高知県子育て支援課
 TEL/088-823-9640
 MAIL/060501@ken.pref.kochi.lg.jp




CSR・CSV活動、社員研修や独身者向けのイベントに / 「応援団」が使える補助金をご紹介します！

予算に達し次第
受付終了！

「応援団」であることが支給要件となっている県の補助金をご紹介します。
地域の独身者に向けた出会いイベントの開催や、企業におけるCSR・CSV活動や社内研修に活用いただける内容となっていますので、この機会にぜひご活用ください。

高知県出会いのきっかけ応援事業費補助金

「応援団」が実施する「出会いのきっかけ応援事業」に要する経費に対して、補助金を交付します。

「出会いのきっかけ応援事業」とは・・・？

出会いや結婚への支援を希望する独身男女に向けて実施する、

- ① その後の交際につながる出会いの場を提供する事業 …………… 出会いイベント等
- ② ライフプランニング支援事業 …………… セミナー、講座、交流会等
- ③ ワークライフバランス及び男性の家事・育児参画等の推進に資する事業 ……

①～③のいずれかに該当する事業を「出会いのきっかけ応援事業」とします。

▼要綱はこちら▼



1つの企業・団体に活用する

企業・団体のCSR・CSV活動として事業を行う場合のみ、補助対象となります。



<補助額>
最大 **20** 万円

複数の企業・団体に活用する

任意団体を立ち上げ、応援団登録を行います。CSR・CSV活動である必要はありません。



<補助額>
最大 **30** 万円

オンライン
交付申請は
▼こちら▼



高知県地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金

「応援団」が従業員に対し、子育て支援に関する広報啓発及び社内研修等を行うとき、実施に要する経費に対して補助金を交付します。

<対象金額>
研修のために外部講師に支払う謝礼・交通費
資料や冊子の印刷製本にかかる費用 等

<補助額>
最大 **10** 万円

要綱は
こちら
▶▶▶



<お問い合わせ先>
 高知県子育て支援課
 TEL/088-823-9640
 FAX/088-823-9658
 MAIL/060501@ken.pref.kochi.lg.jp

時

間単位年休の導入について

R3.12.15 14:00-15:30 オンライン開催（参加者19名）

「働きながら子育てしやすい環境づくり」に向けて、県では、柔軟な休暇取得を可能とする「時間単位年次有給休暇制度」（以下、時間単位年休）の導入を支援しています。

令和3年の調査によると、高知県の企業による時間単位年休の導入率は41.8%と、全国と比較しても高く、導入の必要性を感じる企業が増えてきていると言えるのではないのでしょうか。

交流会では、制度導入済みの応援団企業に事例発表をいただき、社労士によるアドバイスを受けながら、参加者同士の意見交換を行いました。



休

R4.3.22 14:00-15:30 オンライン開催（参加者20名）

令和4年4月から施行された改正育児・介護休業法。男女ともに育児休業を取得しやすい雇用環境整備や、育休取得の意向確認が事業主の義務となり、10月からはより柔軟に育児休業を取得できる仕組みがスタートします。高知県の男性の育児休業取得率は15.8%と、全国平均の12.7%を上回っているものの、女性の97.6%に比べると、まだまだ低い状態が続いています。

交流会では、社労士による法改正の解説後、男性の育休取得実績がある応援団企業に事例発表をいただき、参加者同士の意見交換を行いました。

社会福祉法人栲の木福祉会（介護・福祉業）

所在地：四万十市右山
従業員数：210名
事業内容：特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設の運営



事例 01



導入のきっかけ

施設は生活の場であり、24時間365日、完全に仕事がOFFになる日はありません。職員それぞれの事情が異なる中、誰もが働きやすい環境を作るため、設立当初から導入しています。

管理方法

各施設、各部署で休暇請求簿を管理しています。定期的に総務担当による確認を行い、誤りがないようにチェックしていますが、勤怠システムの導入も検討が必要だと感じるところです。

効果やメリット

年次有給休暇の取得状況を調べたところ、30～40代の子育て世代の職員が時間単位年休を多く利用していることがわかりました。子どもの体調不良や参観日など、時間単位で休みがほしいことが多くあるようです。慢性的な人手不足の中、時間単位の抜けであればカバーもしやすく、休み方の選択肢が増えることで、自分にあった働き方につながります。これからもみんなが笑顔で働ける職場づくりを目指していきます。



Report 応援団交流会 開催レポート

「時間単位年休」と「はじめての男性育休」

事例 02

リコージャパン株式会社高知支社（卸売業、小売業）

所在地：高知市北久保（本社：東京都）
従業員数：83名（全社合計：18,194名）
事業内容：複合機等の販売・サービスやソフトウェア設計・開発等



効果やメリット

制度導入後、組織のトップが積極的に制度を利用したり、休暇取得を促すメッセージや働きかけを行いました。制度導入から4年、社員が年次有給休暇を積極的に取得する文化が根付き始めています。今後も、仕事の分担やフォロー体制の見直しなど、より休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

導入のきっかけ

会社としての取得率向上はもちろんですが、個人の生活をより良くするため、社員自らがワークライフマネジメントを意識するきっかけづくりになればと、2016年から導入しました。

管理方法

勤怠システムを利用しているため、管理面での問題はありますが、重要なのは休暇をフォローし合える体制づくり。チームメンバーの休暇予定を把握できるよう、自社のスケジュールシステムを活用しています。

取得の経緯

2017年、世間的にも男性の育休は浸透しておらず、申出があったときは「男性なのに珍しいな」という思いがありました。人手不足の中どう対応しようという不安の中、出産予定日より早く奥様が入院され、そのまま緊急帝王切開。「もう明日から育休に入ります」と連絡を受け、彼の業務用のかばんに入ったままの書類や、PCに入った処理中のデータを確認するところから始まりました。

株式会社幸（介護・福祉業）

所在地：高知市大津
従業員数：46名
事業内容：高齢者、障害児者のデイサービス施設の運営等



事例 02



効果やメリット

事前に相談は受けていたものの、急に休まざるを得ない状況となり、初めての男性育休はドタバタのスタートでした。今の若い世代にとっては男性育休は当たり前。経営者として、考え方を変えなければならないと感じ、この件をきっかけに「働き方改革」「男性育休取得促進」へ舵を切り、育休取得の意向確認や、業務のダブルキャスト化により、属人化を防止する取り組みを進めてきました。職員、お客様、そして社会からも必要とされる会社を目指して、今後取り組みを進めていきます。

参加者の声

事例紹介をいただいた2社について、それぞれの事業所に応じた管理・運用をされており、どちらも魅力的で働いてみたいと思いました。

皆さんが抱える共通した課題について考えることができた良い時間でした。皆さんの意見を聞く中で「気づき」を得られたと思うので、その点が一番良かったと感じます。

意見交換の中で、時単休以外の休み方の工夫が聞けたり、職員への関わり方の苦労などを知ることができて、自分の職場にも照らし合わせて見直すことができそうです。

担当者の皆さんの率直な気持ちを聞かせていただけて参考になりました。

時間単位年休に活用できる助成金はこちら



▲厚労省HP▲

男性育休に活用できる助成金はこちら



▲厚労省HP▲

会社の仕組みをもっと男性育休に対しても整えていかないといけないと感じました。

男性の育休取得はまだまだ職場の理解が不足していると思います。今回の法改正を契機に、男性も育休を取得できることを知ってもらい、理解を深めたいと思います。

事前の情報収集の早さが、その後の対応方法に大きく関わってくることを再認識しました。

日頃から社員とのコミュニケーションを図るよう、心がけたいと思います。

男性の育休となるとハードルが高いと思っていましたが、社員への説明時期や引継などの実例をお伺いし、とても参考になりました。

参加者の声

令和3年度女性活躍・子育て支援リーディング企業表彰

株式会社 技研製作所 が 最優秀賞 を 受賞!!

四国4県の連携プロジェクトとして、四国少子化対策推進委員会では、平成28年度から女性活躍や子育て支援に積極的に取り組む企業・団体を表彰しています。

「令和3年度女性活躍・子育て支援リーディング企業表彰」において、高知県が推薦した株式会社技研製作所（高知市・製造業）が最優秀賞を受賞され、令和4年3月30日、知事より表彰状等の贈呈式を行いました。



↑ 株式会社技研製作所 前田専務(中央)とポジティブ・アクションプロジェクトチームの皆様、高知県知事(中央)



株式会社 技研製作所の取組

「男性育休プロジェクトチーム」を発足

令和元年6月、女性社員でつくる社内プロジェクト「ポジティブ・アクション(女性の活躍推進)プロジェクト」に「男性育休取得促進チーム」が発足。「男性育休」に対するアンケートや休業中の収入試算ツールの作成、取得対象者とその上司への説明会の開催などを行った。

成果

男性従業員の育児休業取得率

H30: 0% → R元: 30% → R2: 61.5%

「育児休業支援金制度」を創設

令和3年9月、育児休業の長期取得を促進するため、3か月以上の育児休業取得者に対し、最大15万円の支援金を支給する制度を創設。

男性従業員の育児休業平均取得日数

H30: 0日 → R元: 110.2日 → R2: 60.6日

4月からスタートした法改正に対応!

意向確認用ガイドブック のご紹介

令和4年4月から施行された改正育児・介護休業法。本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た従業員に対し、育児休業制度等の周知や育児休業の取得意向の確認を行うことが、事業主の「義務」となりました。

◆ 従業員への周知が必要な事項 ◆

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
- ② 育児休業・産後パパ育休の申出先
- ③ 育児休業給付に関すること
- ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間において負担すべき 社会保険料の取扱い

※「産後パパ育休」については、令和4年10月以降の申出が対象

上記4点、すべての周知が必要です。



これを受け、全国19県が参加する「日本創生のための将来世代応援知事同盟」にて、制度等の説明と意向確認が1冊でできるガイドブックを作成しました!

県子育て支援課で配布も行ってありますので、希望される場合はお気軽にご連絡ください。

▼DLはこちら▼



▼DLはこちら▼



イクボス 中小企業のための! ガイドブック



「イクボス」とは、部下や同僚のワークライフバランスに理解のある上司のことを言います。

「日本創生のための将来世代応援知事同盟」にて、中小企業のためのガイドブックを作成しました。

中小企業が「イクボス」に取り組むメリットや、必要な視点・心がけ、実践におけるQ&Aなど、具体的なデータをもとに解説しています。「意向確認用ガイドブック」と同様、県子育て支援課で配布を行っております。希望される場合は、お気軽にご連絡ください。



♡ こうちあったかパーキング制度 ♡

協力施設 募集中



身体等に障害のある方や高齢者等で移動に配慮が必要な方、けが人や妊産婦の方で一時的に移動に配慮が必要な方として県が定めた範囲の方に、県内共通の利用証を交付し、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度です。

高知県では「こうちあったかパーキング制度」の趣旨にご賛同いただき、ご協力いただける施設を募集しています。

「協力施設」としてご協力いただける場合は、申出書に必要事項を記載の上、郵送・FAX・電子メール等によりご提出ください。



お問い合わせ先：高知県障害福祉課 TEL:088-823-9633

様式DLはこちら



知っていますか? ヘルプマーク

ヘルプマークは援助や配慮を必要としている方のためのマークです。このマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

義足を使用している方や内部障がいの方のほか、**妊娠初期の方**にも配布しています。

ヘルプマークは高知県及び県内市町村の窓口で配布しています。詳細は障害福祉課HP。 ※郵送での配布はしていません。



<お問い合わせ・連絡先>

高知県子育て支援課 少子化対策担当まで
TEL/088-823-9640 FAX/088-823-9658
MAIL/060501@ken.pref.kochi.lg.jp

／ SNSでも情報発信中 /

